

現場代理人、技術者等に関する留意事項

《参考》

現場代理人、監理技術者又は主任技術者、営業所の専任技術者、経營業務の管理責任者の兼務について
注：専任、兼務等については、建設業法等関係法令、監理技術者制度運用マニュアルを参照ください。

			専任を要しない工事（注）			専任を要する工事（注）		
			現場代理人	主任・監理 技術者	営業所の専任技 術者・経營業務の 監理責任者	現場代理人	主任・監理 技術者	営業所の専任技 術者・経營業務の 監理責任者
同一 工事	現場代理人			兼務可	兼務不可		兼務可	兼務不可
	主任・監理技術者		兼務可		兼務可 （注）	兼務可		兼務可 （注）
	営業所の専任技術者・ 経營業務の監理責任者		兼務不可	兼務可 （注）		兼務不可	兼務可 （注）	
別途 工事	専任を 要しない工事 （注）	現場代理人	原則 兼務不可 （注）	原則 兼務不可 （注）	兼務不可	兼務不可	原則 兼務不可 （注）	兼務不可
		主任・監理技 術者	原則 兼務不可 （注）	兼務可 （注）	兼務可 （注）	原則 兼務不可 （注）	原則 兼務不可 （注）	原則 兼務不可 （注）
	専任を 要する 工事 （注）	現場代理人	兼務不可	兼務不可	兼務不可	兼務不可	兼務不可	兼務不可
		主任・監理技 術者	兼務不可	原則 兼務不可 （注）	原則 兼務不可 （注）	兼務不可	原則 兼務不可 （注）	原則 兼務不可 （注）